

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
1 保育に従事する者の数及び資格	(1) 保育に従事する者の数	1-①	—	月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。	①労働条件通知書（又は雇用契約書）等②勤務割振表及び勤務実態がわかる書類（タイムカードなど）③児童の登園、降園時間がわかる書類（②③は概ね3か月分）
		—	1-1	総乳幼児に対して保育に従事する者が不足している。	①労働条件通知書（又は雇用契約書）等②勤務割振表及び勤務実態がわかる書類（タイムカードなど）③児童の登園、降園時間がわかる書類（②③は概ね3か月分）
		1-②	—	契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。（常時2人以上配置） ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳児が1人である場合は1名の配置で可。 （1人となる時間帯を最小限にすることやほかの職員を配置するなど安全面に配慮する。）	①勤務割振表②勤務実態がわかる書類（タイムカードなど）③児童の登園、降園時間がわかる書類（②③は概ね3か月分）※新たに職員を採用する場合は、労働条件通知書又は雇用契約書等も必要です。）
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数	1-③ア	—	月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者の数が必要数の3分の1以上いない。	労働条件通知書（又は雇用契約書）、保育士資格証明書（保育士証）の写し及び1-②の書類
		1-③イ	—	月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が全くいない。	
		—	1-3	総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者の数が必要数の3分の1以上ない。	労働条件通知書（又は雇用契約書）、保育士資格証明書（保育士証）の写し及び1-②の書類
	(3) 保育士の名称	1-④	—	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用している。	具体的な改善内容がわかる書類
		—	1-4	国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示せず、当該事業実施区域以外の区域を表示している。	国家戦略特別区域限定保育士証

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
2 保育室等の構造設備及び面積	(1) 保育室の面積	2-①	—	保育室の面積が、月極契約乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されていない。	施設平面図（保育室の床面積を明記）及び年齢別在籍児童数のわかる書類
			2-1	保育室の面積が、総乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されていない。	施設平面図（保育室の床面積を明記）及び年齢別在籍児童数のわかる書類
	(2) 調理室の有無	2-②	—	調理室（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）がない。	改善後の施設平面図及び写真
		2-③	—	調理室（調乳室）が、乳幼児が簡単に立ち入ることができないよう区画等されていない。	改善後の施設平面図及び写真
			2-3	区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	改善後の施設平面図及び写真
		2-④	—	衛生的な状態が保たれていない。	改善後の写真
	(3) 保育場所の区画		2-4	衛生的な状態が保たれていない。（清掃方法の見直し等軽微な場合）	衛生管理マニュアル、写真など
		2-⑤	—	おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所とが区画されていない。	改善後の施設平面図及び写真
			2-5	おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所との区画が不十分	改善後の写真
	(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	2-⑥	—	窓等採光に有効な開口部がない。	改善後の写真
		2-⑦	—	窓等換気に有効な開口部がない。	改善後の写真
		2-⑧	—	同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	改善後の写真など改善内容がわかるもの

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
2 保育室等の構造設備及び面積	(5) 便所	2-⑨	—	便所用の手洗設備が設けられていない。	改善後の写真
			2-9	便所の手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)	衛生管理マニュアル、写真など
		2-⑩	—	便所が、保育室及び調理室と区画されていない。	改善後の施設平面図及び写真
			2-10	便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	衛生管理マニュアル、写真など
		2-⑪	—	便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上ない。	改善後の施設平面図及び写真
			2-11	便所使用時又は便所設備の安全面が配慮されていない。	改善後の写真など改善内容がわかるもの
3 非常災害に対する措置	(1) 消火用具、非常口	3-①	—	消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。	改善後の写真、購入した場合は購入したことがわかるもの(請求書、領収書など)
			3-1	消火用具の設置場所等につき、職員に周知されていない。	改善後の掲示など周知されたことが分かるもの
		3-②	—	非常口がない。或いは、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されていない。	改善したことがわかる書類(工事請負契約書など)及び写真
	(2) 非常災害	3-③	—	30人以上の施設につき、具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。	消防署に提出した届出の写し
		3-④	—	30人未満の施設につき、具体的計画(消防計画)を作成していない。	緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員分担が記載された計画の写し
		3-⑤	—	30人以上の施設につき、防火管理者の選任、届出をしていない。	消防署に提出した届出の写し
		3-⑥	—	消火避難等の訓練が全く実施されていない。	消火避難等訓練の計画書及び実施記録の写し
	3-6	—	避難消火等の訓練が毎月実施されていない。	消火避難等訓練の計画書及び実施記録の写し	

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	4-①	—	保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えていない。	改善後の施設平面図及び写真
	4-②	—	下記のイ又は口のいずれも満たしておらず、かつ、指導基準3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。  イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。  ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。 常用① 屋内階段 ② 屋外階段 避難用① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	改善後の施設平面図及び写真
4 保育室を3階以上に設ける場合の条件	4-③	—	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)	移転先の建築確認申請書の写しなど
	4-④	—	下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。 常用① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 避難用 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	階段を設置したことがわかる書類(工事請負契約書など)及び写真

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
4 保育室を3階以上に設ける場合の条件	4-⑤		避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	改善後の施設平面図及び写真	
	4-⑥	—	調理室について、以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	
	4-⑦	—	保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でない。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	
	4-⑧	—	保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていない。	改善後の施設平面図及び写真	
		4-8		転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	改善後の施設平面図及び写真
	4-⑨	—	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）がない。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	
	4-⑩	—	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されていない。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	

改善結果報告書提出時の添付書類の例

	項目		文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
4	保育室を4階以上に設ける場合の条件		4-⑪	—	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可)	移転先の建築確認申請書の写しなど
			4-⑫	—	<p>下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <p>常用 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</p> <p>② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</p> <p>避難用 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</p>	階段を設置したことがわかる書類（工事請負契約書など）及び写真
			4-⑬		避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	改善後の施設平面図及び写真
			4-⑭	—	<p>調理室について、以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。</p> <p>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。</p>	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例		
4	保育室を4階以上に設ける場合の条件		② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。			
		4-15	—	保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料ではない。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	
		4-16	—	保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていない。	改善後の施設平面図及び写真	
			4-16	転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	改善後の施設平面図及び写真	
		4-17	—	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）がない。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	
		4-18	—	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されていない。	改善した状況がわかる書類（工事請負契約書など）及び写真	
5	保育内容	(1) 保育の内容	5-1	—	デイリープログラム等（保育計画、年間計画など）が作成されていない。	デイリープログラムなど
			5-2	—	必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていない。	保育計画・保育日誌、衛生管理マニュアルなどの写しなど
			5-2	—	特に注意を要するもの（5-2に関して）	保育計画・保育日誌、衛生管理マニュアルなどの写し
			5-3a	—	屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児）	保育計画・保育日誌などの写しなど
			5-3b	—	外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）	保育計画・保育日誌などの写しなど
			5-3	—	特に注意を要するもの（5-3a、5-3bに関して）	保育計画・保育日誌などの写し
			5-4	—	漫然と乳幼児にテレビやビデオを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっている。	保育計画・保育日誌などの写しなど
			5-5	—	一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し

改善結果報告書提出時の添付書類の例

	項目		文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
5	保育内容		5-⑤		特に注意を要するもの（5-5に関して）	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し
			5-⑥	—	必要な遊具、保育用品が備えられていない。	改善した状況がわかる書類（領収書など）及び写真
			5-6		年齢に応じた遊具や玩具が備えられていない、衛生面に問題があるなど、改善を要する点がある。	新規購入した遊具・玩具の領収書の写し、写真など
			5-⑦	—	（大型遊具を備えている場合）大型遊具の安全性に問題がある。	改善した状況がわかる書類及び写真
		(2) 保育姿勢等	5-8		保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	研修資料、研修報告書などの写し
		5-⑨	—	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることなど、乳幼児の人権に配慮が欠けている。	保育計画・保育日誌、研修報告書、職員会議録などの写し	
		5-⑩	—	乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		(3) 保護者との連絡等	5-11		連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡し合っていない。	連絡帳、園だよりなどの写し
		5-⑫	—	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされていない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		5-13		保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していない。	見学者訪問記録などの写し	
5-14		保護者からの苦情及び要望については、誠意を持って対応し、適切かつ速やかに処理していない。	苦情・要望の記録などの写し			
6	給食	(1) 衛生管理の状況	6-①	—	食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していない。 哺乳びんは使用することによく洗い、滅菌したものを使用していない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
		6-②	—	汚れている、残飯等が放置されているなど、調理室（調乳室）が清潔に保たれていない。	具体的な改善内容がわかる書類及び写真	
		6-2a		調理方法が衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
6 給食		6-2b	配膳が衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-3	食事時、食器類や哺乳ビンが、乳幼児や保育従事者の間で十分な消毒がされずに共用されることがある。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-④	—	原材料、調理済み食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適当な措置を講じていない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
	(2) 食事内容等の状況	6-⑤	—	乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していない。或いは、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容でない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-⑥	—	[市販の弁当等の場合]乳幼児に適した内容に配慮されていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-⑦	—	乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われていない。或いは、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-⑧	—	献立表が作成されていない。	献立表
		6-8	—	献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	献立表の写し、給食の写真など
7 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察	7-1a	—	登園の際、健康状態の観察が十分行われていない。	保育日誌、連絡帳、受入れ表などの写し
		7-1b	—	登園時に保護者からの乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	連絡帳、受入れ表などの写し
		7-2	—	降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が十分に行われていない。	保育日誌、連絡帳などの写し
		7-②	—	注意が必要である場合において保護者等へ乳幼児の状態を報告していない。	具体的な改善内容がわかる書類
	(2) 乳幼児の発育チェック	7-③	—	身長や体重の測定などの基本的な発育チェックを全く行っていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-3	—	身長や体重の測定などの基本的な発育チェックを毎月行っていない。	健康診断結果記録、発達チェック表などの写し
	(3) 乳幼児の健康診断	7-④	—	乳幼児の健康診断について、入所時に実施されていない。	健康診断を実施したことがわかる書類
	7-⑤	—	1年に2回の健康診断が全く実施されていない。(おおむね6月毎に実施)	健康診断を実施したことがわかる書類	

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
7 健康管理・安全確保		7-5a	1年に1回しか実施していない。 ・一部の乳幼児について全く実施していない場合 ・一部の乳幼児について1年に1回しか実施していない場合 ・全く実施していない乳幼児と1年に1回しか実施していない乳幼児がいる場合（一部未実施の場合を含む。）  ・実施しているのが、8か月を超えて遅延している。	健康診断を実施したことがわかる書類の写し
			7-5b 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある	健康診断を実施したことがわかる書類の写し
		7-⑥	— 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。	保育施設付近の病院関係一覧
		7-6	職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	保育施設付近の病院関係一覧、職員会議録などの写し
	(4) 職員の健康診断	7-⑦	— 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施していない。	健康診断を実施したことがわかる書類
		7-⑧	— 調理（調乳）に携わる職員の、検便が全く実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類（結果記録など）
		7-8	調理（調乳）に携わる職員の、概ね月1回検便が実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類の写し（結果記録など）
	(5) 医薬品等の整備	7-9	最低限必要な医薬品、医療品が備えられていない。	医療品・医薬品の一覧の写し、写真など
	(6) 感染症への対応	7-⑩	— 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児について、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-10a	再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めている。	書面交付を保護者に依頼する文書などの写し
	7-10b	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、原則として、一人一人のものを準備すること。洗浄、洗濯等を行わないまま共用していないこと。	一人一人のものを準備した状態の写真など	

改善結果報告書提出時の添付書類の例

項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例		
7 健康管理・安全確保	(7)乳幼児突然死症候群に対する注意	7-⑪	—	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していないなど乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	睡眠時観察記録表などの写し	
		7-⑫	—	乳児を寝かせる場合には、うつぶせ寝をさせるなど乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	睡眠時観察記録表、事故防止マニュアルの写し、午睡中の写真など	
		7-⑬		午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0.1歳児は必ず呼吸チェックを行い、(参考書式)睡眠観察記録表を作成するなど記録していない。	睡眠時観察記録表などの写し(記載済みのもの)	
			7-13		2歳児以上の児童についても、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0.1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録していない。	睡眠時観察記録表などの写し
		7-⑭	—	保育室内で喫煙している。	具体的な改善内容がわかる書類	
	(8)安全確保	7-15		保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所の危険物防止に対する十分な配慮がされていない。乳幼児の安全の確保に配慮した保育の実施を行っていない。	事故防止マニュアルの写し、写真など	
		7-⑯	—	事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して囲障を設けるなど適切な安全管理が図られていない。	具体的な改善内容がわかる書類及び写真	
			7-17		プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配慮し、その役割分担を明確にしていない。	事故防止マニュアル、役割分担表、職員会議録などの写し
		7-⑰		・児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していない。  ・食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していない。(配慮して食事を提供していない。)	生活管理指導表等、献立表の写し、給食の写真など	
		7-⑱		窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施していない。	定期点検チェック表の写し、保育室・園庭の写真など	
			7-20		囲障はあるが、施錠等が不十分であるなど、不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制が整備されていない。	不審者対応マニュアルなどの写し
		7-㉑		事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的な訓練を実施していない。	訓練に使用した資料、訓練の実施記録の写し、写真など	

改善結果報告書提出時の添付書類の例

	項目	文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
7	健康管理・安全確保	7-㉔		賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えていない。	賠償責任保険証の写し
		7-㉕		事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し
		7-㉖		事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して取った処置について記録していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し
		7-㉗		死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が取られていない。	事故検証結果の報告書
8	利用者への情報提供	8-①	—	サービス内容について全く掲示されていない。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真
			8-1	サービス内容について、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真
		8-②	—	サービス内容について利用者に書面等により交付されていない。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
			8-2	サービス内容について、交付内容が不十分。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
		8-③	—	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類（パンフレット等）
			8-3	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明はされているが、内容が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類（パンフレット等）

改善結果報告書提出時の添付書類の例

	項目		文書指摘事項	口頭指摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
9	備える帳簿		9-①	—	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿が備えられていない。	当該書類の写し	
				9-1	—	上記の帳簿の整備内容が不十分である。	当該書類の写し
			9-②	—	労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等の整備状況が不十分である。  ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類(労働基準法第109条)	当該書類の写し	
			9-③	—	在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類が備えられていない。	当該書類の写し	
				9-3	—	上記書類の整備内容が不十分である。	児童票の様式など